

## 「学力に関する証明書」を申請される方へ

(申請前に必ずご一読ください)

- 「学力に関する証明書」とは、教育職員免許状（以下「免許状」という）を取得するにあたって必要になる単位数を、関係法規に定められる区分に読み替えた証明書のことです。
- 「学力に関する証明書」は、入学時の所属学科で取得可能であった免許状(課程認定のある免許状)についてのみ発行可能です。  
別の学校種、科目の免許状を新たに取得する場合、入学時の所属学科で課程認定のない免許状については、発行できない場合があります。申請の前に、必要な証明書(学校種、科目、様式)を事前に提出先に確認してください。
- 「学力に関する証明書」が必要な場合は、主に以下のとおりです。
  - ①現時点で免許取得要件を満たしており、教育委員会に免許状の申請を行う場合。
  - ②現時点では免許取得要件を満たしておらず、教育委員会で不足単位を確認する場合。
  - ③現時点では免許取得要件を満たしておらず、他大学等で不足単位を修得する場合。

### ●教育職員免許法改正に伴う本学の入学年度別の適用免許法は下表のとおりです。

適用 許法		入学年度
新法	平成 28 (2016) 年改正法	令和 5 (2023) 年度入学～
旧法	平成 10 (1998) 年改正法	平成 12 (2000) 年度～平成 30 (2018) 年度入学
旧々法	昭和 63 (1988) 年改正法	平成 2 (1990) 年度～平成 11 (1999) 年度入学
旧々々法		～平成元 (1989) 年度入学

- 旧法以前の入学生で、在学中に修得できなかった不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種、科目の免許状を新たに修得する場合は、原則として「新法」が適用されますので、「学力に関する証明書」は新法に読み替えて発行する必要があります。そのため、本学では、指定がない場合は「新法」で作成します。
- 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の証明について  
「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の 4 区分のみを証明する場合は、在学していた学部学科の教職課程の有無や入学年度に関係なく発行することができます。  
  
※旧法から新法へ読み替えて発行する場合は、発行に 1 週間程度を要する場合があります。  
※英文の「学力に関する証明書」はありません。
- 免許状を紛失された場合は、授与権者(都道府県教育委員会)にお問い合わせください。  
本学から卒業時一括申請で免許状を取得された場合の授与権者は東京都教育委員会です。

「学力に関する証明書」についての問い合わせ先  
教務課 (電話 042-376-8214)